

「保護預り規定」 新旧対照表

※「新」の変更箇所は赤字で表示。

新	旧
<p>(保護預り証券の範囲)</p> <p>第1条 この保護預りでは、<u>金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)</u> 第2条第1項各号に規定する次に掲げる証券(以下「国債証券等」といいます。)をお預りします。</p> <p>(1) 国債証券</p> <p>(2) 地方債証券</p> <p>(3) 政府保証債券</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第2条 当金庫は、保護預り証券について、この規定及び金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>(1) 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく<u>混合</u>して保管(以下「<u>混合</u>保管」といいます。)できるものとします。</p> <p>(2) 前号による<u>混合</u>保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>(<u>混合</u>保管に関する同意事項)</p> <p>第3条 前条の規定により<u>混合</u>保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること</p> <p>(2) 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと</p> <p><u>(手数料)</u></p>	<p>(保護預り証券の範囲)</p> <p>第1条 この保護預りでは、<u>(追加)</u>次に掲げる証券(以下「国債証券等」といいます。)をお預りします。</p> <p>(1) 国債証券</p> <p>(2) 地方債証券</p> <p>(3) 政府保証債券</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第2条 当金庫は、保護預り証券について、この規定及び金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>(1) 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく<u>混蔵</u>して保管(以下「<u>混蔵</u>保管」といいます。)できるものとします。</p> <p>(2) 前号による<u>混蔵</u>保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>(<u>混蔵</u>保管に関する同意事項)</p> <p>第3条 前条の規定により<u>混蔵</u>保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること</p> <p>(2) 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと</p> <p><u>(手数料)</u></p>

第6条 (削除)

(預入れ及び返還)

第6条 国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

第7条 当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- (1) 当金庫に保護預り証券の買取りを請求される場合
- (2) 当金庫が第9条により保護預り証券の償還

第6条 この保護預りの手数料（以下「手数料」といいます。）は、当金庫所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎月4月の当金庫所定に日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。

なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算によりお支払いください。

2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

3 契約期間中に解約があった場合又は保護預り証券のすべてが償還された場合は、解約日又は償還日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

4 当金庫は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合には、第10条により当金庫が受け取る保護預り証券の償還金（第9条の規程に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）利金又は買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

(預入れ及び返還)

第7条 国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当金庫所定の依頼書に届出の印により記名押印してご提出ください。

- 2 (同左)
- 3 (同左)
- 4 (同左)

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

第8条 当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- (1) 当金庫に保護預り証券の買取りを請求される場合
- (2) 当金庫が第10条により保護預り証券の償還

<p>金を受け取る場合</p> <p>(3) 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合</p> <p>(抽せん償還)</p> <p>第8条 混合保管中の保護預り証券が抽せん償還に当せんした場合には、被償還者及び償還額の決定は当金庫所定の方法により公正かつ厳正に行います。</p> <p>(償還金等の受入れ等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第10条 当金庫は、保護預り証券について、次の事項をご通知します。</p> <p>(1) 残高照合のための報告</p> <p>(2) 第8条により被償還者に決定したお客様には、その旨及び償還額</p> <p>2 前項第1号の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、<u>速やかに当金庫担当部門の責任者に直接ご連絡ください。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第12条 この契約は、お客様が第13条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第13条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は保護預りをお断りするものとします。</p> <p>(解約等)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>金を受け取る場合</p> <p>(3) 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合</p> <p>(抽選償還)</p> <p>第9条 混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当金庫所定の方法により公正かつ厳正に行います。</p> <p>(償還金等の受入れ等)</p> <p>第10条 (同左)</p> <p>(連絡事項)</p> <p>第11条 当金庫は、保護預り証券について、次の事項をご通知します。</p> <p>(1) 残高照合のための報告</p> <p>(2) 第9条により被償還者に決定したお客様には、その旨及び償還額</p> <p>2 前項第1号の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。<u>(追加)</u></p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第12条 (同左)</p> <p>(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第13条 この契約は、お客様が第14条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第14条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は保護預りをお断りするものとします。</p> <p>(解約等)</p> <p>第14条 (同左)</p>
---	--

<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p><u>① (削除)</u></p> <p><u>(1)</u> お客様について相続の開始があったとき</p> <p><u>(2)</u> お客様等がこの規定に違反したとき</p> <p><u>④ (削除)</u></p> <p><u>(3)</u> やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</p> <p>5 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、又はお客様に通知をすることにより、この契約を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。</p> <p><u>①② (削除)</u></p> <p><u>(1) お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p><u>イ. 暴力団</u></p> <p><u>ロ. 暴力団員</u></p> <p><u>ハ. 暴力団準構成員</u></p> <p><u>ニ. 暴力団関係企業</u></p> <p><u>ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</u></p> <p><u>ヘ. その他イ. からホ. に準ずるもの</u></p>	<p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p><u>① お客様が手数料を支払わないとき</u></p> <p><u>② お客様について相続の開始があったとき</u></p> <p><u>③ お客様等がこの規定に違反したとき</u></p> <p><u>④ お客様が第 21 条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</u></p> <p><u>⑤ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</u></p> <p>5 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、又はお客様に通知をすることにより、この契約を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。</p> <p><u>①お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当することが判明した場合</u></p> <p><u>②お客様が次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p>
---	--

② お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- イ. 暴力的な要求行為
- ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ニ. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為
- ホ. その他イ. からニ. に準ずる行為

6 (削除)

7 (削除)

6 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。

- (1) 第4項又は第5項に基づく解約に際しては、当金庫の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。
- (2) 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

(緊急措置)

第14条 (略)

(公示催告等の調査等の免除)

第15条 (略)

E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他A. からD. に準ずる行為

6 前2項による保護預り証券の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第6条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

7 当金庫は、前項の不足額を引取りの日に第6条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第6条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

8 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。

- (1) 第4項又は第5項に基づく解約に際しては、当金庫の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。
- (2) 保護預り証券のうち現状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

(緊急措置)

第15条 (同左)

(公示催告等の調査等の免除)

第16条 (同左)

(譲渡、質入れの禁止)

第 16 条 (略)

(免責事項)

第 17 条 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第 11 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑(削除)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑(削除)と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害
- (4) (略)
- (5) 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合又は第 9 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第 14 条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第 18 条 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。平成 21 年 1 月 5 日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。))が施行されております。以下同じ。)に基づく振替決済制度において、当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる国債証券等のうち、当金庫がお客様からお預りしている国債証券等であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお

(譲渡、質入れの禁止)

第 17 条 (同左)

(免責事項)

第 18 条 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害
- (4) (略)
- (5) 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第 15 条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第 19 条 「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく振替決済制度において、当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる国債証券等のうち、当金庫がお客様からお預りしている国債証券等であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第 19 条 社振法の施行に伴い、お客様がこの規定に基づき当金庫に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当金庫が代わって行うこと並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

(この規定の変更)

第 20 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

2020年4月1日現在

(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第 20 条 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の施行に伴い、お客様がこの規定に基づき当金庫に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当金庫が代わって行うこと並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) (同左)
- (2) (同左)
- (3) (同左)
- (4) (同左)
- (5) (同左)

(規定の変更)

第 21 条 この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

平成 27 年 1 2 月改正

<p style="text-align: right;"><u>横浜信用金庫</u></p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この改正は2020年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2020年4月1日改正</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この改正は平成28年1月1日から施行する。</u></p>
---	--